

千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託
募集要項

令和2年1月15日

千葉市

<目次>

1	募集の趣旨	P. 2
2	募集要項等の定義	P. 2
3	業務委託の概要	P. 2
4	運営対象施設の概要	P. 3
5	受託者が行う業務の範囲	P. 3
6	公募手続等	P. 3
7	応募に関する事項	P. 5
8	委託料	P. 9
9	審査選定	P. 10
10	関係法令等	P. 11
11	その他	P. 11
12	問い合わせ先及び書類提出先	P. 13

1 募集の趣旨

千葉市（以下「市」といいます。）では、動物公園内の動物科学館・子ども動物園の運営業務を委託しています。

施設の運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものです。

このたび、市では令和2年3月31日をもって現委託期間が満了となることに伴い、令和2年4月1日からの受託者を広く公募し、施設の運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 募集要項等の定義

本募集要項は、千葉市動物公園内の動物科学館及び子ども動物園の運営に係る業務を委託する事業者の募集に関して必要な事項を定めるものです。本募集要項に併せて配布する次の資料も募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

「仕様書」：市が受託者に要求する業務の具体的な基準を示すもの

「様式集」：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

3 業務委託の概要

(1) 委 託 名 千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託

(2) 委 託 期 間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(3) 業務の内容 千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園の運営業務（詳細は「千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託仕様書」のとおり）

(4) 選定の手順

公募から選定までの手順については、以下のとおりです。

1	募集要項等の公表	令和2年1月15日（水）～
2	現場説明会参加受付	令和2年1月17日（金）まで
3	募集要項等に関する説明会及び現場説明会	令和2年1月20日（月）
4	募集要項等に関する質問の受付	令和2年1月20日（月）～24日（金）
5	募集要項等に関する質問の回答	令和2年1月27日（月）（予定）
6	参加申請書（提出書類）の提出期間	令和2年2月3日（月）～6日（木）
7	失格者への通知	令和2年2月 7日（金）（予定）
8	選定委員会によるヒアリング、選定	令和2年2月12日（水）
9	選定結果の通知	令和2年2月下旬

市に設置する選定委員会における審査を経て、第1順位から第3順位までの団体を選定します。第1順位の応募者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の応募者と順次協議を行います。

※ 6の提出期間後、提出書類の不備、提案書の記載不明瞭などにより、市から、一定の期間を定めた上で提出書類の追加提出、修正等を指示する場合があります。

市が定めた期間内に指示どおりの修正がなされない場合は、失格とする場合があります。

また、提出書類の不備等が著しいものである場合は、市から修正の指示をすることなく、失格とする場合があります。

4 運営対象施設の範囲

委託の対象となる施設の範囲は、仕様書に記載しています。

5 受託者が行う業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、仕様書に記載しています。

※ 再委託について

(1) 業務の全部又は大部分若しくは重要な部分（動物科学館・子ども動物園運営業務等の受託者のノウハウを生かすべき業務など）を第三者に再委託することはできません。

(2) 業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります。

6 公募手続等

公募の手順については、前記記載のとおりです。受付期間に関して、特段の記載がない場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含むものとし、受付時間は、9：00～12：00まで、13：00～17：00まで（以下「開庁時間等」という）（必着）となります。

(1) 募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）

募集要項等に関する説明会を以下のとおり行います。

ア 開催日 令和2年1月20日（月）

イ 時間 13：00～16：00まで

ウ 場所 千葉市動物公園内 管理事務所 2階会議室

エ 集合時刻 12：50までに管理事務所まで直接お越しください。

オ 参加人数

各団体2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合は、各構成団体につき2名以内とします。

カ 参加申込

(ア) 説明会に参加を希望する団体については、1月17日（金）17：00までに出席する旨をEメール（dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp）でお申し込み下さい。

キ その他

(ア) 説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

(イ) 現場説明会に車でお越しの方は、管理事務所の駐車場にお停めください（来園者駐車場と異なるので、千葉市動物公園ホームページの取材案内のページで必ず場所を確認のこと。）。モノレールでお越しの方は必ず事前にご連絡ください。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問書を以下のとおり受け付けます（様式集参照）。

ア 受付期間 令和2年1月20日（月）から24日（金）17：00まで

（上記期間内に質問がなされない場合、回答いたしません）

イ 提出場所 千葉市動物公園

ウ 提出方法 質問書の受付は、Eメール（dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp）

によるものとします。

(3) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和2年1月27日（月）（予定）に、以下のページで行います。

（<http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/index.html>）

（質問書の書式もダウンロードできます。）

(4) 提出書類の提出

提出書類（7・8ページ（7）参照）を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和2年2月3日（月）から6日（木）までの開庁時間等

イ 提出場所 千葉市動物公園内 管理事務所

ウ 提出方法 提出書類を上記の提出場所に直接持参してください。

所定の様式以外の書類では、受付できません。

(5) 千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託プロポーザル選定委員会

選定委員会において選定を行います。選定委員会の概要は以下のとおりです。

ア 所掌事務 応募者の中から受託予定候補者の選定を行います。

イ 委員構成 千葉市都市局公園緑地部内の職員で組織します。

(6) ヒアリングの実施

提案書等の審査に当たり、以下のとおり応募者に対するヒアリングを実施します。

ア 開催日時 令和2年2月12日（水）

イ 開催場所 千葉市動物公園内 管理事務所 2階会議室

ウ 留意事項

(ア) 出席者は1応募者につき5名以内とし、提案書中の体制表に基づく統括担当者及び各主要担当者については、必ずご出席ください。ただし、出席者は、応募者

及びその構成員に所属する方に限ります。

(イ) 説明は、提出した企画提案書の資料を基に行い、追加の資料配布は認めません。

(ウ) プレゼンテーションは20分以内、質問時間は20分程度を予定しています。

(エ) パソコンやプロジェクターを使用する場合は、提案書提出時にご相談ください。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加者（共同事業体等にあつては、代表団体）に対して文書で通知します。

(8) 委託契約の締結

市は、第1順位の選定者と細目協議を行い、協議成立後、委託契約を締結します。

委託契約書の内容は、原則として別添資料のとおりです。第1順位の選定者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は、第2順位、第3順位の応募者と順次協議を行います。

なお、契約締結までの期間に、7ページ(6)に掲げる失格となる事項に該当することとなった場合には、契約を締結しません。

ア 契約に当たって、協議の上、提案の一部を変更する場合があります。

イ 契約に当たっては、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第28条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となります。ただし、千葉市契約規則第29条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

ウ その他

この契約は、令和2年度予算が千葉市議会において議決されることをもって効力を発揮するものとします。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本施設の運営業務を実施するために支出した費用(準備行為を含みます。)、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

ア 法人その他の団体であること（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）。

イ 千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体（株式会社を除きます。）でないこと。

ウ 市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと（現に入札参加資格を有するかは問いません。）。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと。

オ 千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施していること。

キ 債務超過でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

ケ 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。）が、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

コ 動物園などにおける動物飼育・案内業務、若しくは類似した業務の実績を有すること、又はこれらに相当する能力を有することを証明できる者であること。

なお、以下（2）～（4）の場合は、構成団体のいずれかが前段の要件を満たしていること。

（2）共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可能です。共同事業体として応募する場合には、代表団体及び責任割合を明記した書類を市に提出してください。また、提出書類については、7・8ページ（7）に示す一部の書類を除き、構成団体全てについて提出してください。

選定中及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成団体全てを協定当事者とします。したがって、原則として構成団体の変更は認められません。

（3）事業協同組合又は事業協同小組合の応募

中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は事業協同小組合（以下「事業協同組合等」といいます。）が応募する場合は、実際に業務を行う「担当組合員」を明記した組合構成員表を市に提出するとともに、提出書類については、7・8ページ（7）に示す一部の書類を除き、組合と併せて担当組合員についても提出してください。また、原則として担当組合員の変更は認められません。

（4）有限責任事業組合の応募

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づく有限責任事業組合（LLP）が応募する場合は、共同事業体による応募に準じて、7・8ページ（7）に示す一部の書類を除き、組合と併せて全ての組合員について提出書類を提出してください。また、原則として組合員の変更は認められません。

（5）重複提案の禁止

1団体1応募とし、複数の応募はできません。上記（2）～（4）の構成団体、組合員は、全て応募者とみなします。

(6) 失格

申請者（ア・エについては、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組員）が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。
- イ 見積額が本募集要項で定める委託料の上限額を超える額の提案をしたとき。
- ウ 複数の提案書を提出したとき。
- エ 選定委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触をした事実が認められたとき。
- オ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- カ 提出期限までに所定の書類を提出せず、又は提出した書類に著しい不備があったとき。
- キ 提出書類について市から修正の指示があった場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかったとき。
- ク 提出書類に定める書類以外の書類を提出したとき。

(7) 提出書類

ア 申請書関係

様式集を参照の上、以下の書類を提出してください。

ただし、選定委員会における審査において、以下の書類以外についても提出を求める場合があります。

なお、(ア)の申請書を除き、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組員について提出してください。

(ア) 申請書

(イ) 申請の日に属する事業年度の前3事業年度における計算書類等

※ 成立の日から3事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録を提出してください。

(ウ) 設立に登記を要する法人等にあつては、登記事項証明書

(エ) 役員（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含みます。）の名簿

(オ) 団体の概要

(カ) 納税証明書等

(キ) 印鑑証明書

(ク) 申請に係る誓約書

(ケ) 直近3年の本委託業務と同種又は類似事業の活動状況や事業内容のわかるもの又は本委託業務を実施するために相当の能力を有することを証明できるもの（様式第6号のほか必要に応じて事業報告書、従業員の経歴書等を添付）

共同事業体、事業協同組合等、有限責任事業組合での応募の場合は、以下の書類

も提出してください。

【共同事業体】

- (コ) 共同事業体構成員表
- (サ) 委任状（共同事業体構成員用）
- (シ) 構成員間での契約書等

【事業協同組合等・有限責任事業組合】

- (ス) 事業協同組合等構成員表又は有限責任事業組合構成員表

イ 提案書関係

申請書に添付する契約期間における委託業務に関する提案書及び見積書を別添様式集に定めるところにより作成してください。なお、手書きでの作成は認めません。

提案書の紙質等については特に指定はありませんが、様式集に示す提案書様式第1号から第16号により作成し、両面印刷でA4縦の簡易な製本にしてください。提出部数は、8部です。

- ※ ヒアリングは提案書をもとに行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。また、提案書と別にヒアリング用資料を提出することはできません。

(8) 留意事項

ア 申請の取下げ

応募者（構成団体を含みます。）の倒産、解散等の事情により、申請を取り下げる場合は、申請の取下申出書を提出してください。

イ 提案内容変更の禁止

市から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 提案書に不備があった場合の採点方法

提案書が募集要項や提案書様式に定める形式に従っていない場合、市から修正を指示します。市から修正の指示をした場合において、指示どおりの修正が行われなときは、当該審査項目の得点は0点となります（「9 審査選定」参照）。

また、不備が著しい場合は、修正の指示をすることなく失格とする場合があります。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 応募者が市に提出した書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、市は、選定者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(イ) 委託業者に選定された場合、当該団体が提出した提案書等は、個人情報を除き、全て公表されます。

(ウ) 提出書類に記載された内容については、契約前であっても、市が公表すること

が不相当と認めるものを除いて公表します。

(エ) その他、全ての応募者の提出書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されます。

※ 千葉市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、例として、次回の応募に支障が生じるおそれがあるという抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しません。これは、選定過程の透明性を図るためであり、特に、応募者の提出書類に記載された情報については、個人情報等を除き、原則として不開示情報として認められませんのでご了承ください。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(9) 保険

受託者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなります(費用は受託者の負担)。

(10) その他

ア 説明会・現地見学会等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

なお、入園者数など動物公園に関する基本的な情報は、千葉市動物公園ホームページ、総合案内の園の概要(動物公園年報)から入手できます。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により合法的に入手できる情報

8 委託料

委託料の上限額は47,490,000円(消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)を含む。)とします。応募に当たっては、上限額の範囲内で見積書にて提案してください。(上限額を超える額を提示した場合は、失格とします。)

(1) 委託料の支払い

委託料の支払方法は、月払いとします。

(2) 当該委託に係る、令和2年度当初予算案の議決が得られない場合には、契約手続きを中止します。

9 審査選定

(1) 選定方法

提案書の内容等を(2)審査基準により審査・採点を行い、最も適切に業務を遂行できると認める法人等を選定します。

(2) 審査基準

選定の基準・審査項目		配点
1	運営の基本的な考え方	5点
	(1) 運営の基本的な考え方	5点
2	施設の運営を安定して行う能力を有すること	20点
	(1) 同種の施設の運営実績	10点
	(2) 業務の執行体制	5点
	(3) 従業員の能力向上策	5点
3	動物科学館運営業務について	45点
	(1) 受付等接客業務についての考え方	10点
	(2) 博物館としての機能、特徴、役割を生かした事業提案について	5点
	(3) 来園者のサービス向上の考え方について	10点
	(4) レクチャールーム・図書室・特別展示室等の活用について	10点
	(5) 来園者サービスへの企画提案について	10点
4	ボランティア活動及び育成の支援について	10点
	(1) ボランティアとの連絡調整や協働について	5点
	(2) ボランティアの支援・育成について	5点
5	子ども動物園運営業務について	90点
	(1) 動物の飼育管理について	
	ア 動物の飼育について	20点
	イ 環境エンリッチメント等の考え方について	20点
	(2) 教育普及業務について	
	ア 普及事業の考え方について	10点
	イ 施設の特徴や利用者に沿った具体的な提案について	15点
	ウ 教育普及業務をとおした動物公園全体の集客力向上について	15点
	(3) 来園者向けお楽しみ行事について	10点
6	園内の教育普及活動について	20点
	(1) 園内の教育普及の関連について	20点
7	雇用その他市の施策について	5点
	(1) 千葉市民の雇用、現在の職員の継続雇用に配慮があるか。また男女共同参画社会の推進や環境保全を進めるための取組みなど市の施策についての理解	5点
8	見積額について	5点
	(1) 見積額について	5点
合計		200点

※ 提案書の内容から、仕様書で設定した水準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

10 関係法令等

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）
- (4) 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）
- (5) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (7) 千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉市条例第55号）
- (8) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）
- (9) 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）
- (10) 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）
- (11) 日本動物園水族館協会倫理要綱

その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

11 その他

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は契約を解消することができます。その場合は、市に生じた損害は受託者が賠償するものとし、また、次の受託者が円滑かつ支障なく、本施設の運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとし、

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、業務の継続の可否について市及び受託者で協議するものとし、

業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、契約を解消するものとし、なお、次の受託者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとし、

ウ 受託者との契約解消後の対応

受託者との契約解消後、市は第2順位、第3順位の応募者と、次の受託者の候補者として協議を行うことがあります。

(2) 展示品等の帰属

本業務を遂行する上で得た、展示物等の成果品はすべて市に帰属します。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはなりません。

イ 受託者は、市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはなりません。

(4) リスク分担に対する方針

契約締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、より詳細なリスク分担については、市と受託者との協議により定めま

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
法令等の変更	本事業に直接影響する法令等の変更	○	
業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
計画変更	市の事業内容の変更に起因する計画変更	○	
	上記以外の場合		○
運営費上昇	市の事業内容の変更に起因する運営費の増大	○	
	上記以外の場合		○
施設等の損傷	事業者の責めに帰すべき場合		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷	受託者の瑕疵に起因する備品等の損傷		○
性能不適合	募集要項等、契約により定めた要求水準に不適合		○
利用者への対応	施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への賠償	施設運営上の第三者への損害		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害	○	
動物の死亡、罹患等	受託者の瑕疵による動物死亡、罹患等		○
	上記以外の場合	○	

1 2 問い合わせ先及び書類提出先

〒264-0037 千葉県若葉区源町280番地

千葉県動物公園管理事務所（企画広報班）

電話043-252-7566

メールアドレス dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp